

令和7年度第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和7年9月29日（月）

（豊岡市役所 本庁舎 大会議室）

議事日程

令和7年9月29日 午前10時35分開会

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名

3番 仲 川 弘 之 委員

5番 霜 澤 良 雄 委員

日程第2 会期の決定 9月29日 1日間

日程第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第7号 農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について

日程第5 報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書受理について

日程第6 第28号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第7 第29号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第8 第30号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第9 第31号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第10 第32号議案 農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について

日程第11 第33号議案 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

日程第12 第34号議案 豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

日程第13 第35号議案 令和7年度豊岡市農政等に関する意見書について

出席委員（18名）

1 番 平 峰 英 子

2 番 尾 藤 光

3 番 仲 川 弘 之

5 番 霜 澤 良 雄

6 番 宮 岡 正 則

7 番 桑 田 均

8 番 瀧 下 康 徳

9 番 大 谷 均

10 番 川 崎 重 雄

11 番 田 中 竹 治

12 番 石 原 章 二

13 番 早 水 博 子

14 番 原 清 美

15 番 和 田 茂 孔

16 番 鳥 尾 勝
18 番 井 谷 勝 彦

17 番 高 尾 利 美
19 番 村 田 憲 夫

欠席委員（1名）

4 番 西 沢 泰 裕

事務局出席職員職氏名

事務局長……………谷 田 芳 紀
主幹兼係長……………谷 口 久 敏

事務局次長……………垣 谷 吉 宣
主 事……………岡 森 星 歌

午前10時35分開会

会長挨拶

○議長（村田 憲夫） みなさん、おはようございます。時間が5分ほど過ぎてしまいましたけれども、第6回月例総会を開催いたします。

9月も明日で終わりですけど、まだまだ暑い日が続いています。熱中症対策をしながら農地パトロール等行っていただきたいと思います。

みなさんの周辺では稲刈りもほぼほぼ終わっているような状況だと思います。ただ、豊岡におきましては渇水ということで、非常に品質が悪いと聞いていますし、収穫にも影響しています。私も15町ほど組合で田んぼ作っているんですけど、やはり末端まで水がまわらなかったという状況下で、水が十分に入らないようなほ場がありました。そのほ場はシャンとしていて、普通でしたら稲穂がタラッとなってくるんですけども、実が入らないような状態でした。稲刈りしたんですけども、だいたい3反でしたらレザーコンテナで4回か4回半運ぶんですけども、だいたい3反で1反分出しているといったような状況です。こういうひどい田んぼもありました。

今、新米が値段が高いという状況で店に並んでいます。生産者においては良いことなんですけれども、消費者には非常に値段が高いかなということで二の足を踏んでおられる。違う新米じゃないお米も買われているというような状況です。米価高騰を受けて、それで耕作者が増えて、耕作放棄地が減るような農業施策を期待しています。

すでに総会資料と一緒に「令和7年度豊岡市農政等に係る意見書」ということで配付しています。今回は6項目ということで幅広くみなさんから意見書を出していただきました。項目別担当委員で意見調整を行い、役員会で再度調整したものをみなさんに配付しています。10月1日にみなさんの思いを意見書として市長に提出いたします。10月10日には役員5名と意見書項目別担当委員3名でコウノトリ共生部の部長をはじめとする関係者の皆さんとの意見交換会を予定しています。意見書ですが、なかなか集約しきれなかった意

見もあります。それは意見交換会でいろんなことを提言していただきたいと思います。

それと最後になりましたけれども、 私たちの任期も今年度で最後ということになっています。 11月の中旬に行政の視察研修を予定しています。 この後事務局より詳しい説明があると思いますので、 どうかみなさま一人でも多く参加していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは多くの議案が提出してあります。 慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村田 憲夫） 本日は多くの案件を抱えていますので、 委員のみなさん、 事務局のみなさん、 説明、 質疑、 答弁にあたりましては、 議案の主旨を逸脱しないよう、 くれぐれも要点を押さえ、 簡潔明瞭に行うなど、 スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、 発言の際は、 議長の指名の後、 発言者名を必ず名乗って、 マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、音の出ないようにご配慮ください。

諸報告

○議長（村田 憲夫） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、 遅刻等の通告委員を報告します。 欠席、 4番 西沢委員。 以上通告を受けております。

行政報告

○議長（村田 憲夫） それでは、 農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、 別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（村田 憲夫） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑がないようですので、 質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達していますので、 会議は成立いたします。

ただいまから第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、 報告案件3件、 許可申請案件14件、 証明案件5件、 届出書受理案件1件、 協議案件3件、 合計26件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、 お手元に配付しています資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（村田 憲夫） 日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より 2 名を指名します。

3 番、仲川弘之委員、5 番、霜澤良雄委員、以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（村田 憲夫） 日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第 6 回農業委員会総会（定例会）は、本日 1 日限りにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって第 6 回総会（定例会）は、本日 9 月 29 日の 1 日間と決定しました。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長（村田 憲夫） 日程第 3、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出書受理について

○議長（村田 憲夫） 日程第 4、報告第 7 号「農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号「農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出書受理について

○議長（村田 憲夫） 日程第5、報告第8号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第28号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 付議事項に入ります。日程第6、第28号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

まず、58番の案件を先に審議します。

○番 ○○委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（○○委員 退席）

58番について、事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

日高地域の現地調査の調査員を代表して、7番 桑田委員、お願いします。

○現地調査員（桑田 均） 16日に8番 瀧下委員、事務局2名で現地確認をしました。事務局の説明どおりで補足することはありません。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。58番の件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

では、○番 ○○委員は着席してください。

（○○委員 着席）

○議長（村田 憲夫） 引き続き、49番から57番、59番について審議いたします。事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、5番 霜澤委員、お願いします。

○現地調査員（霜澤 良雄） 9月12日、6番 宮岡委員と私5番 霜澤、事務局2名と現地確認をしました。事務局の説明どおりで補足説明は特にありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございました。

続いて、日高、出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、7番 桑田委員、お願いします。

○現地調査員（桑田 均） 16日、8番 瀧下委員と私、事務局2名で現地確認をしました。53番の案件ですけれども、私の地元なんですけれども、この件について地元の

推進委員に確認してもらったところ、こちらには住んでおられない人ですので、田んぼ等についてはすでに賃貸契約されているのか分かりませんが、耕作している田んぼもいくつかありました。それと別にすでに墓地が設置してあるような土地もあって、申請者が管理できるのかどうか疑問なところもあるんですけども、契約をされているのかどうか定かではありませんので、申請上は問題ないということなんで、周辺に迷惑をかけないようにとかその辺の管理は必要かなと推進委員には伝えてあります。今、確認作業をしている最中です。その他の案件については事務局の説明どおりで補足することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

井谷委員。

○18番（井谷 勝彦） 18番 井谷です。53番の案件で、墓地が入っているということなんですけれども、現況のところは墓地という記載がないんですけども、これはどういうことなんでしょうか。

○事務局（岡森 星歌） 現地調査で墓地が入っているところを確認して、削りましたので今回の議案には入っていません。

○議長（村田 憲夫） 高尾委員。

○17番（高尾 利美） 17番 高尾です。同じく53番なんですけれども、かなり筆数が多く、田や畑があるということなんですけれども、本当に今、峰山からいらして耕作できるのかということが疑問です。現地調査されている方からも今後調べていくということでしたけれども、具体的に今後、田と畑でどういうふうな耕作をされることになっているのか、そのあたりをお伺いできますか。

○事務局（岡森 星歌） 田については水稻、畑については夏野菜、秋野菜、その他というふうに計画をされています。

○事務局（谷口 久敏） 追加で説明を。遠方の方ということでみなさん心配されていると思います。確かに心配な案件ですけれども、申請者は地理的には豊岡の市内に出るよりも京丹後のほうから薬王寺に行くほうが近いとおっしゃってて、距離のことに關してはそんなに申請者は考えてはおられないみたいです。ただ、おっしゃっているとおり、かなり点在している農地ですので、今後注視というのは必要なのかなとは思っています。以上、補足で説明させていただきました。

○議長（村田 憲夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認めます。

よって、第28号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第29号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長 (村田 憲夫) 日程第7、第29号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (村田 憲夫) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

日高地域の現地調査の調査員を代表して、7番 桑田委員、お願いします。

○現地調査員 (桑田 均) 9月16日に8番 瀧下委員、私7番 桑田、事務局2名で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで補足することはありません。以上です。

○議長 (村田 憲夫) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認めます。

よって、第29号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第30号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 日程第8、第30号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、5番 霜澤委員、お願いします。

○現地調査員（霜澤 良雄） 9月12日、6番 宮岡委員と私5番 霜澤、事務局2名と現地確認をしました。事務局の説明どおりで補足説明は特にありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第30号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第31号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（村田 憲夫） 日程第9、第31号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、 5 番 霜澤委員、 お願いします。

○現地調査員（霜澤 良雄） 9 月 1 2 日、 6 番 宮岡委員と私 5 番 霜澤、 事務局 2 名と現地確認をしました。事務局の説明どおりで補足説明は特にありません。 以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

続いて、日高、出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、 7 番 桑田委員、 お願いします。

○現地調査員（桑田 均） 9 月 1 6 日、 8 番 瀧下委員、 私 7 番 桑田、 事務局 2 名で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで補足することはありません。 以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第 3 1 号議案「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明について」は原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第 3 2 号議案、農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の規定に該当する届出書受理について

○議長（村田 憲夫） 日程第 1 0、第 3 2 号議案「農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の規定に該当する届出書受理について」を議題とします。

なお、○番 ○○委員は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（○○委員 退席）

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

日高地域の現地調査の調査員を代表して、7番 桑田委員、お願いします。

○現地調査員（桑田 均） 9月16日、8番 瀧下委員、私7番 桑田、事務局2名で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで補足することはありません。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。3番の件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第32号議案「農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

○議長（村田 憲夫） それでは、○番 ○○委員は着席してください。

（○○委員 着席）

第33号議案、農用地利用集積等促進計画に係る意見について

○議長（村田 憲夫） 日程第11、第33号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (村田 憲夫) 異議なしと認めます。

よって、第33号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「異議なし」として、豊岡市長へ意見書を提出します。

第34号議案、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

○議長 (村田 憲夫) 日程第12、第34号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (村田 憲夫) 以上、事務局、農林水産課の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高尾委員。

○17番 (高尾 利美) 17番 高尾です。小島の件なんですけれども、以前確か農業委員会でこの場所が申請されて、かなり広い遊休農地になっています。この土地をこういう目的で使われていいのかどうか審議になって、確か部分的に変更されるということでお伺いしていたんですが、結局取り下げになったんですね、そのあとまた。それでどうなっているのかなと。農地としては遊休農地のままで、取り下げになっている。そのあたり、その後の経過とかもし分かりましたらお伺いできればありがたいです。

○農林水産課 (丘 雄也) ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおり昨年度ですか、今500平方メートルほどの申請をされているんですが、その時は1,000平方メ

ートルほどで申請をいただいていたしまして、その時は審議の結果「よい」ということでお話をいただいていたんですが、事業者から事業計画変更をかけたいということでそのあと申請取り下げがありました。今回、事業を縮小して申請を新たに上げてもらっている状況です。残りの面積の部分ですね、今現状は遊休農地というか、草刈りを毎年3回ほど本人さんがしておられて、今回500平方メートルを転用した後、残りの面積については基本的に柿の木を植えて果樹園として利用すると本人さんから聞いています。

○議長（村田 憲夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

本案件にご意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 意見なしと認めます。

よって、第34号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」は、「適当」として市長へ意見書を提出します。

○議長（村田 憲夫） 意見書を提出することに際して、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第34号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」は、先の意見を付して市長へ意見書を提出します。

第35号議案、令和7年度豊岡市農政等に関する意見書について

○議長（村田 憲夫） 日程第13、第35号議案「令和7年度豊岡市農政等に関する意見書について」を議題とします。

事務局、説明願います。

○事務局（垣谷 吉宣） 52ページをご覧ください。令和7年度豊岡市農政等に関する意見書についてご審議いただきます。

意見書の作成にあたり、委員のみなさまで農地対策委員会、意見書部会、項目別検討委員会、正副部会長会、役員会を開催し、項目内容を確認したうえで取りまとめされています。

それでは、意見書の取りまとめ代表の農地対策委員長、意見書部会長の高尾利美委員から一言いただきます。

○17番（高尾 利美） 今事務局から説明がありましたように7月の中旬に推進委員、農業委員の方からたくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。その後、いくつかの会議を経て今日の意見書となっています。今日の総会がまだご意見をいただく貴重な

機会だと思っていますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただき、より意見書がバージョンアップしますようよろしくお願いいたします。

○事務局（垣谷 吉宣） ありがとうございます。

皆様から提出いただいた意見を基に、項目別に内容を検討され、調整されています。今回の意見書は6項目に関して作成していただきました。全ての意見が網羅されている訳ではありませんが、貴重な意見として引き続き検討対象とすることをご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、内容につきまして項目ごとに代表委員の音読をもって提案させていただきます。

53ページの「はじめに」については事務局が音読します。54ページ以降の本文については項目ごとに代表委員から音読をお願いすることになるのでお願いします。

それでは53ページ。令和7年度豊岡市農政等に関する意見項目。

はじめに。農業・農村を取りまく国内外の社会経済等の諸情勢は、近年激変しています。

国内においては、高齢化と少子化、農業者の離農に加え、温暖化による自然災害が各地で起こり、当地においても少雨と高温による渇水で農業用水が不足し、農産物への影響が懸念されています。

昨年、食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、関連法案の制定や施行が進められています。

農村は、食料の安全保障の確保、農業の持続的な発展、地域社会が維持される基盤であるとともに、国土と自然環境の保全等の多面的機能が発揮される場であり、農村振興は農業・農村の持続的な発展に不可欠です。

そのような中、全国的な米不足による米価高騰を受け、国では農業政策を減反政策から大転換され、米の増産体制が打ち出されています。本市においても、水田活用の直接支払交付金制度を見直す時だと思えます。米の増産とコスト減には、農地の大区画化を加速させ、構造転換の実現前提となる生産基盤（圃場整備）を強化する必要がありますが、地域の担い手としての小規模農家へもさらなる支援が求められます。

農業委員会においては、「農地利用の最適化」と「地域計画の実現」を重点的に取り組んでいますので、継続的な支援を強く要望します。

作成に際し、農業委員19名、農地利用最適化推進委員25名が農地パトロールや地域の話し合いに参加して、肌で感じたことを「意見書」に取りまとめています。

本年度の意見書は6項目に分類しました。

令和8年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、本市の農地等の利用最適化に向けた施策に反映されるよう意見書を提出します。

1 遊休農地の発生防止および解消 2 担い手農家や集落営農の育成と支援 3 農村を支える農政の推進 4 有害鳥獣への被害防止対策の強化 5 環境に優しい農業及び地産地消と食農教育の推進 6 「地域計画」の実行・実現への支援 以上です。

○事務局（垣谷 吉宣） それでは、項目１、２を、１２番の石原章二委員。音読をお願いします。

○１２番（石原 章二） 項目１、２番を音読させていただきます。

１ 遊休農地の発生防止および解消

農地は、多様な農作物を供給する基盤であるとともに防災や自然環境形成の役割を果たしており、農地利用の最適化と保全が必要です。市は地域計画策定により決定された守るべき農地の維持が適切に行われるよう指導を徹底されたい。また、守るべき農地から外れた農地についても遊休化を防ぐ対策が必要です。・遊休農地解消のために草刈り管理する者や、作付けをした農業者に支援金助成ができるシステムを検討されたい。・特に中山間地域では小規模農家で高齢者が農地管理を担っています。大規模農家のみでなく小規模農家にも手厚い支援を検討されたい。・農地の最適利用と高効率化を図るべく、農地中間管理機構等の事業を利用した土地改良（圃場整備）事業を促進されたい。

２ 担い手農家や集落営農の育成と支援

農業従事者の高齢化が進み、離農が増え、担い手不足が深刻化している中、人材確保と育成は喫緊の課題です。また、年々深刻となる異常気象のもとで経営の厳しい農業から収益の安定した農業への転換が強く求められています。２０２５年度産の米価が高騰し、この状況が今後も安定すれば担い手が増える可能性はあります。そのためには既存の担い手や、就農希望者への手厚い支援と指導が必要です。・農業スクールの継続と生徒の増員を図られたい。また、就農までの支援拡充と入校・就農しやすい条件を直接聞き取り、市の対応が困難な場合は国・県に対して働きかけられたい。・集落営農組織化のため、市から未組織の地区へ働きかけや支援を行うとともに、県やＪＡ等と連携し集落営農組織の法人化への指導支援強化を講じられたい。・新規就農者を含む担い手や営農組合、認定農業者等にとどまらず、希望する農業者へも農業機械の更新やレンタルへの助成と高騰する肥料等農業資材の購入に対してさらなる支援を検討されたい。以上です。

○事務局（垣谷 吉宣） 続いて、項目３を、２番 尾藤 光委員よろしくをお願いします。

○２番（尾藤 光） ３ 農村を支える農政の推進

現在、地域において認定農業者を中心とした集落営農や、大規模農家などによる効率的な農業経営が進められていますが、兼業・小規模農家もまた地域の担い手として農地を守っていることを重視しなければなりません。しかし、高齢化や人手不足等により、年々深刻となってきた草刈りなどの農地の管理等も、限界にきています。農村を支えるには、いかに離農させないか、継続できる支援が必要です。・高温や豪雨など異常気象による農産物や農業機械への深刻な被害及び内水の排水処理対策に対して支援を検討されたい。また、渇水対応に必要な農業機械の購入やレンタルにさらなる支援の充実を検討されたい。・自然条件に適合し、より高品質で安定した収量が見込める品種への転換・改良、生産技術の開発・普及を国・県に対して早急に働きかけられたい。・労働力確保のため地域を越えた

人的支援（農業関係人口等）の拡大を検討されたい。以上です。

○事務局（垣谷 吉宣） 続いて、項目4、5を、14番 原 清美委員よりお願いします。

○14番（原 清美） 4 有害鳥獣への被害防止対策の強化

鳥獣被害防止対策では、現在、地域での対応が限界を超えており、このままでは営農意欲の減退によって遊休農地の拡大にも繋がりがねません。・防護柵設置にかかる補助はありますが、設置後の維持・管理に関して、防護柵の資材等購入補助をより充実するとともに、防護柵の未設置地域については、設置を促進し、早期に市内全域で設置が完了するよう関係機関と連携した対策を講じられたい。・近年、アナグマ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン等の中型獣による被害が多く発生しています。中型獣捕獲檻の貸し出し枠を増やし、捕獲報償費を増額されたい。・年々増え続けるクマにより各地域では不安が広がっています。サルと同様にクマ被害への対策についても検討されたい。

5 環境にやさしい農業及び地産地消と食農教育の推進

豊岡市は、「有機農業実施計画」を策定し、地域ぐるみでの有機農業や環境創造型農業を推進するため「オーガニックビレッジ」を宣言しています。・有機農家を増やし、オーガニック給食を進めていくなれば、まず有機JAS認証の取得、継続検査の費用負担を軽減するための支援を是非とも検討されたい。また、学校給食用米のすべてに有機米を使用し、有機野菜の利用を促進するため、有機農業実施計画の最終年を待つことなく、地元でも活用・消費できる持続可能な流通システムの構築に取り組まれたい。・地元食材を知り、環境や水田の持つ意味合いを学び、食に携わる人たちを理解することで、その食材を使った家庭料理（伝統食）や学校給食は子供たちの記憶に必ず残り、地域を支える後継者へと繋がるものと考えます。心の健康の糧ともなる食農教育を学校生活の一環として様々な場面で取り入れられたい。以上です。

○事務局（垣谷 吉宣） それでは項目6をふたたび2番 尾藤委員お願いします。

○2番（尾藤 光） 6 「地域計画」の実行、実現への支援

将来の農業・農村の設計図である「地域計画」は、2年前から集落単位で策定に取り組んできましたが、現耕作者の地図への落とし込みにとどまっている地域が多くあります。実現・実行のためには、さらに地域の中で、認定農業者のほか、多様な農業者間での話し合いが必要です。・圃場整備事業などの活用によって担い手への農地の集積・集約化が進められているが、準備に5年・工事に5年と事業期間が長すぎるとの声があります。国・県とも協議し事業期間の短縮を図られたい。・スマート農業の推進に向け、現地研修会の実施と機械購入などの支援を検討されたい。・有機農業を推進するため、オーガニックゾーンの設定を検討されたい。・将来の設計図の実行・実現に取り組んでいる先進地区の状況等の情報提供に努められたい。以上です。

○事務局（垣谷 吉宣） ありがとうございます。

以上が意見書の内容です。内容の修正は行いませんが、修正を必要とするほどの事情が

あれば、その修正を会長に一任していただきたく考えております。事務局からの説明を終わります。

○議長（村田 憲夫）事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

原委員。

○14 番（原 清美）14 番 原です。内容の修正は行いませんが、というのは、それは意見を作るのに相応しいとは思えませんが。

○事務局（垣谷 吉宣）それは、修正を必要とするほどの事情があればということで、今、会長が質疑ありませんかということなので、質問等々あれば言ってもらったらよろしいかと思います。

○14 番（原 清美）役員会で決定されたんですね。これはもう。

○議長（村田 憲夫）ですね。

大きな変更がある場合は再度臨時総会を設けて、あと日にちがないですから。10月1日には提出しますし。役員会で審議してこれを作っていますので、あとは意見は意見で言っていて、その中で10月10日にコウノトリ共生部、部長との話し合いの中でそれは意見として代表者が発言していただいたらいいと思います。

○議長（村田 憲夫）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫）異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫）異議なしと認めます。

よって、第35号議案「令和7年度豊岡市農政等に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長（村田 憲夫）お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和7年度第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午前11時49分閉会